

土海第 1104 号  
令和 2 年 12 月 24 日

沖縄防衛局調達部長 殿

沖縄県土木建築部長  
上原 国定

普天間飛行場代替施設建設事業におけるスパッド台船及び  
デッキバージの運用停止について

スパッド台船及びデッキバージ（以下「スパッド台船等」という。）に係る運用については、第 29 回環境監視等委員会資料においてこれら船舶の追加を検討する旨の記載を確認したことから、貴局に対して、令和 2 年 11 月 19 日に、埋立承認に附した留意事項（以下「留意事項」という。）4 に基づき添付図書の変更承認が必要となる可能性があるため、県との協議が終了するまでの間、スパッド台船等の運用を行わないよう求めたところです。

しかしながら、貴局においては、県との協議を行うことなく令和 2 年 11 月 30 日に K-9 護岸においてスパッド台船の運用を開始した後、12 月 12 日にはデッキバージの運用を開始し、さらには、同 14 日から K-8 護岸においてもスパッド台船の運用を開始しております。

スパッド台船等については、普天間飛行場代替施設建設事業公有水面埋立承認願書（以下「当初願書」という。）の添付図書である環境保全図書に記載のある船舶・建設機械稼働計画に記載がなく、また、スパッド台船等を利用した土砂の揚土（積替えを含む）に係る運用は当初願書の施行計画に示されておられません。

スパッド台船等から直接海域に赤土等の処理水を排出することによって、サンゴ類の生息環境への影響等、周辺海域環境への影響が増加することが想定されるにもかかわらず、第 29 回環境監視等委員会資料では、単に「SS25mg/L 以下で排水する」と示すのみで、具体的な排出量、排出場所等を踏まえた周辺海域環境への影響が示されていません。

また、同資料において、大気汚染物質の総排出量は、「現行の環境保全図書の予測対象時期における大気汚染物質の総排出量の約 5 割以下」とされていますが、施行工程について当初願書から大幅な変更を行っており、ピーク時における大気汚染物質の総排出量の増減について比較できない状況となっています。

さらに、令和2年4月に提出された設計概要変更承認申請書においても、スパッド台船等の運用は記載されておらず、同申請書に係る事業計画についても確認する必要があります。

公有水面埋立法に基づき免許又は承認を得て実施する埋立事業については、工程を変更して実施する場合、免許（承認）権者に変更に係る工程や当該変更に関する環境影響の検討結果等を示し、法令や留意事項に基づく手続が必要ないか確認・協議を行った上で実施する必要があります。

しかしながら貴局は、環境保全図書に記載のない K-9 護岸から傾斜堤護岸用石材を海上搬送していたことから、県では、平成30年8月31日付けで留意事項4に基づく変更承認を得ていないことを理由の一つとして、公有水面埋立承認取消しを行ったところです。さらには、K-8 護岸においても、県との協議を行うことなく環境保全図書に記載のない埋立土砂の海上搬入を行っており、留意事項4に基づき必要となる変更承認の手続が実施されていないおそれがあります。

昭和51年4月30日付け港管第1601号（港湾局長通知）においても、埋立工事に関する必要な諸手続に関連して、「埋立工事は、公有水面埋立法及びこれに関連する法律に従って適正に施行されなければならないが、以下に述べるように、法令上必要な諸手続をとることなく放置されている等の不適正工事が認められる」と指摘したうえで、「免許願書に記載された工事施行方法で、実施されておらず設計の概要の変更等の許可手続きも事前にとられていない」ことを示し、「免許行政に遺憾なきを期せられる体制の確立を図られるようお取り計らい願いたい」との通知が発出されています。

については、今般のスパッド台船等の運用に関して、留意事項4に基づく変更承認の必要性を確認することから、下記のとおり指導します。

#### 記

- 1 スパッド台船等による運用について、詳細な施行計画及び当該運用に係る環境影響の検討結果を提出し、県との協議を行うこと
- 2 県との協議が終了するまでの間、スパッド台船等の運用を停止すること